

入札契約関連規定の一部改正について

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の一部改正（随意契約基準額の見直し）に伴う、平戸市契約規則第23条関係別表の改正（令和7年4月1日施行）に関連し、下記のとおり変更いたしました。

○平戸市契約規則

- 第24条第1項第1号：修繕の1者見積り（改正前）10万円→（改正後）30万円
- 第30条第1号：契約書省略（改正前）20万円→（改正後）30万円
- 第43条第2項：契約額30万円までは支出命令書に検査日・検査員名を記入して検査調書に代えることができるよう、ただし書きを追加

重要

- 第54条第1項：工事工程表について
 - ① 余裕工期等に配慮した提出時期に改正
（改正前）契約締結の日から7日以内
（改正後）契約締結の日から7日以内又は工事着手前（工事の始期日から40日以内）
 - ② 工程表提出の省略
（改正前）契約金額が130万円未満の工事
（改正後）施工計画書を提出する工事及び契約金額が200万円未満の工事

○平戸市建設工事入札執行事務等処理規程

下記条文について、130万円→200万円、50万円→100万円に変更しました。

重要

- 第4条第2項：建設工事等に係る指名業者の数
- 第15条：最低制限価格
- 第20条：設計変更の特例
- 第22条：前金払
- 第23条：中間前金払

○平戸市建設工事業者選定要綱の運用基準

下記条文における電気工事・管工事の金額について、130万円→200万円に変更しました。

- 第3条第2項：発注の基準